

平成 28 年 10 月 25 日

グロス所得代替率・ネット所得代替率が50%を下回る時期 —機械的な試算—

平成 26 年財政検証に関する詳細結果が収められた「財政検証詳細結果等 (Zip ファイル)」¹に含まれる財政見通しを用いて、以下の 8 ケースの経済前提について、「グロス所得代替率」「ネット所得代替率」が 50%を下回る年を機械的に試算した。

なお、試算にあたって必要となる可処分所得割合については、以下の値を用いた。

- ・ グロス所得代替率の計算に必要な、現役男子の収入に占める可処分所得割合は、平成 26 年財政検証で用いられた 0.814 を用いた。
- ・ ネット所得代替率の計算に必要な、年金受給世帯の可処分所得割合は、総務省統計局「家計調査年報 (家計収支編) 平成 25 年 (2013 年) 家計の概況」²にある、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯の可処分所得 18 万 5006 円を、同世帯の実収入 21 万 4863 円で除して算出した 0.861 を用いた。

経済前提	グロス所得代替率が 50%を下回る年	ネット所得代替率が 50%を下回る年
ケース A	2016 年	2028 年
ケース B	2016 年	2027 年
ケース C	2016 年	2027 年
ケース D	2016 年	2026 年
ケース E	2016 年	2025 年
ケース F	2016 年	2023 年
ケース G	2016 年	2023 年
ケース H	2016 年	2023 年

(注 1) 全てのケースについて、人口に関する前提は、出生中位・死亡中位を用いている。

(注 2) グロス所得代替率は、「現役男子の手取り収入 (実質 (対物価))」を、現役男子の収入に占める可処分所得割合 0.814 で除して現役男子の額面の収入とし、その数値で「年金額 (実質 (対物価))」を除することで算出した。

(注 3) ネット所得代替率は、「年金額 (実質 (対物価))」に年金受給世帯の可処分所得割合 0.861 を掛けて年金受給世帯の手取り収入とし、その数値を「現役男子の手取り収入 (実質 (対物価))」で除することで算出した。

長妻昭事務所作成資料

¹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/ncnkin/ncnkin/zaisci-kensyo/>

² <http://www.stat.go.jp/data/kakei/2013np/gaikyo/index.htm>

第2-4-18図 給付水準の指標となる所得代替率

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額（＊）}}{\text{現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）}}$$

（＊）現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金

分子 → 賃金上昇率（－スライド調整率）により変動
分母 → 賃金上昇率 により変動

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 42.8 万円	平成25年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 34.8 万円	:= ①×0.814 (0.814:可処分所得割合)
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 21.8 万円	
うち 報酬比例年金	: 9.0 万円	:= ①×0.982×0.481/1000×40年 (0.982:再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 12.8 万円	
④ 所得代替率	: 62.7 %	:= ③÷②

指標に用いられる「厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額」は、現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の比率と定義している。

年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金（可処分所得）に応じて変動するため、分子も賃金（可処分所得）に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金（可処分所得）の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金（可処分所得）による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金（可処分所得）上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金（可処分所得）上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代（男子）の平均手取り収入（ボ

2016年10月25日
厚生労働省年金局年金課

	2004年	2014年
<p style="text-align: center;">所得代替率</p> <p>(老齢基礎年金の満額(2人分) + 男子被保険者の平均的な標準報酬額による老齢厚生年金の額) / 男子被保険者の平均的な標準報酬額から公租公課の額を控除して得た額</p>	59.3%	62.7%
<p>老齢基礎年金の満額(2人分) + 男子被保険者の平均的な標準報酬額による老齢厚生年金の額 / 男子被保険者の平均的な標準報酬額(名目額)</p>	49.8%	50.9%

平成33年度以降も含め、日本の所得代替率が「グロス／ネット」であることが
適当である理由

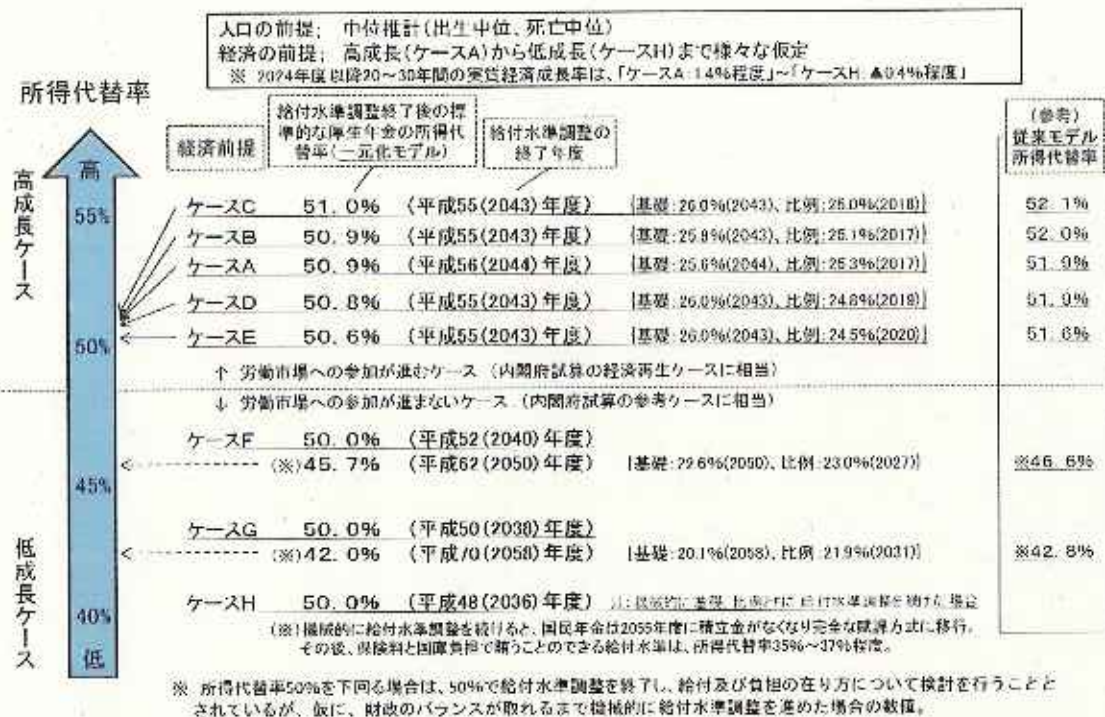
- 所得代替率とその計算式は、平成16年改正の際に法律に規定されており、法律上、所得代替率（(65歳受給開始時の老齢基礎年金の満額（2人分）+男子被保険者の平均的な標準報酬額による老齢厚生年金の額）（グロス）／男子被保険者の平均的な標準報酬額から公租公課の額を控除して得た額）（ネット））が50%を上回るような給付水準を将来にわたり確保することを保障している。
- 年金制度として支給する年金の水準を表すのに分子は名目の年金額（グロス）とすることが適当。
- 一方、分子の新規裁定者に係る名目年金額が可処分所得の変化に応じて変動する仕組みであることから、所得代替率の分母も可処分所得（ネット）とすることが年金の水準を表す上で適当。
- 可処分所得割合変化率の影響がなくなる平成33年度以降においても、「ものさし」としての連続性、過去との比較が容易という観点を踏まえる必要がある。

塩崎大臣の答弁を踏まえた検討状況について

平成28年10月21日衆議院厚生労働委員会において塩崎厚生労働大臣が「何ができるか考えたい」と答弁した件については、検討を続けているところであるが、将来の高齢者が受給する年金額にどのような税及び社会保険料等が課されることとなるのか、また、その水準がどのようなものになるのか、現時点では予測できないことから、これらを控除した年金額（ネット）を出すことは困難と考えている。

維持される。

第1-2-5図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し



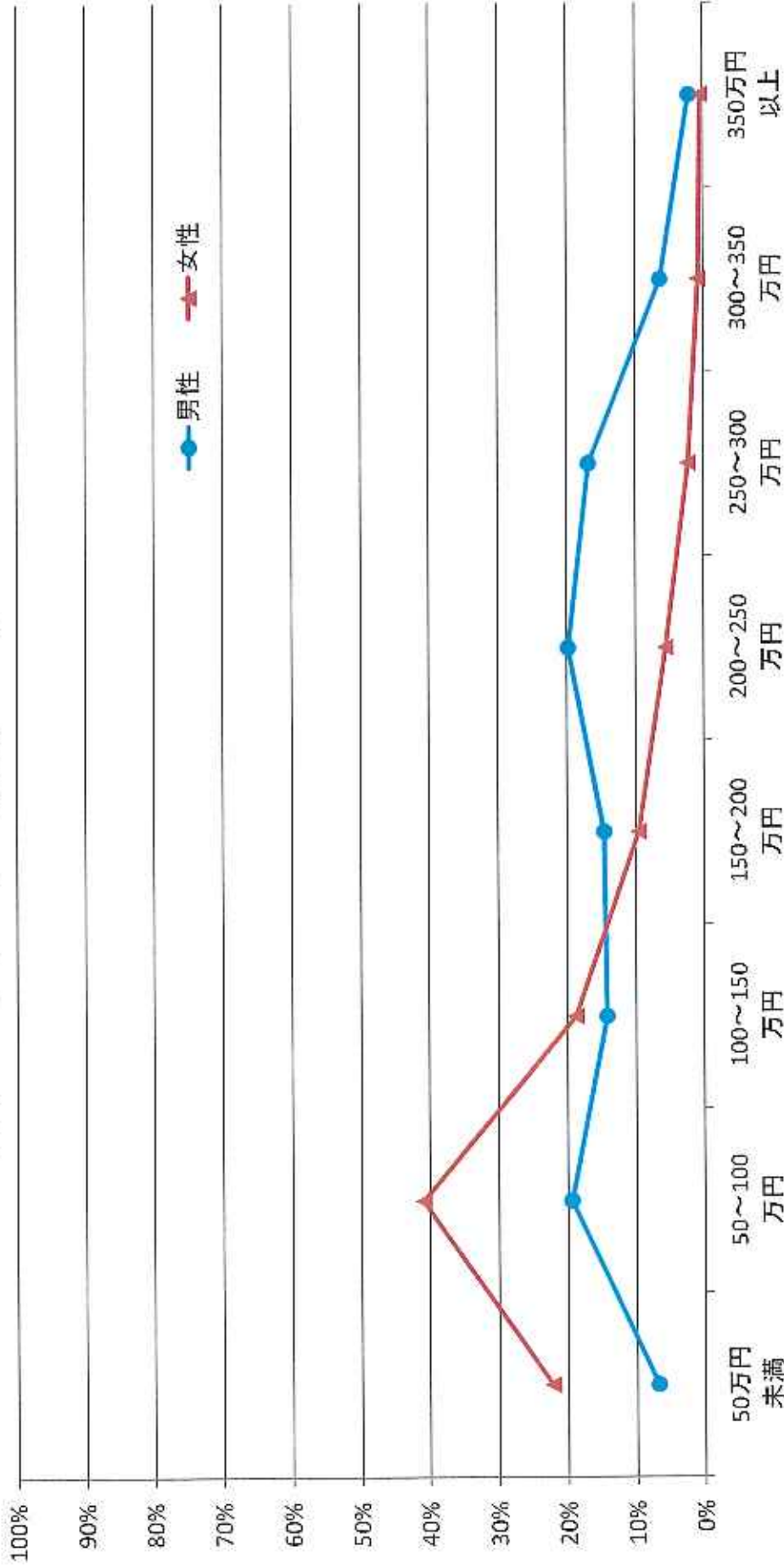
8ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生するケース(ケースA~ケースE)では、所得代替率50%以上を確保する結果となった。

しかしながら、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、低成長となるケース(ケースF~ケースH)においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限(所得代替率50%)を超えて給付水準調整が必要との結果となった。

特に最も低成長のケースHでは、物価や賃金の伸び率が低いいためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率35~37%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

なお、平成16年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証においては、

本人の公的年金月額別 構成割合(性別)



本人の公的年金月額

(出典)平成24年 老齢年金受給者実態調査(厚生労働省年金局)

本人の公的年金月額別 構成割合(性別)

	総数	本人の公的年金月額								平均額
		50万円未満	50~100万円	100~150万円	150~200万円	200~250万円	250~300万円	300~350万円	350万円以上	
男	100.0%	6.9%	19.4%	14.2%	14.6%	19.8%	16.8%	6.3%	2.1%	180.7万円
女	100.0%	22.2%	40.8%	18.7%	9.3%	5.6%	2.2%	0.7%	0.4%	98.6万円

(出典) 平成24年 老齢年金受給者実態調査(厚生労働省年金局)

世帯の公的年金額階級別 構成割合(夫婦世帯・単身世帯)

(夫婦世帯)

	総数	世帯の公的年金年金額										平均額 万円
		50万円未満	50~100万円	100~150万円	150~200万円	200~250万円	250~300万円	300~400万円	400~500万円	500万円以上	不詳	
合計	100.0	4.1	6.5	9.0	10.8	10.2	16.6	32.4	6.8	2.0	1.5	263.1

(単身世帯)

	総数	世帯の公的年金年金額										平均額 万円
		50万円未満	50~100万円	100~150万円	150~200万円	200~250万円	250~300万円	300~350万円	350万円以上	不詳		
男	100.0	8.8	21.6	20.6	16.8	16.0	9.8	4.1	2.2	157.8		
女	100.0	14.9	27.9	19.5	17.7	13.0	4.5	1.8	0.6	130.7		

世帯の収入階級別 構成割合(夫婦世帯・単身世帯)

(夫婦世帯)

	総数	世帯の収入額										平均額 万円	
		50万円未満	50~100万円	100~150万円	150~200万円	200~250万円	250~300万円	300~400万円	400~500万円	500~800万円	800万円以上		不詳
合計	100.0	0.5	2.1	3.9	6.2	7.1	12.5	30.7	15.8	14.1	5.2	1.9	410.0

(単身世帯)

	総数	世帯の収入額										平均額 万円	
		50万円未満	50~100万円	100~150万円	150~200万円	200~250万円	250~300万円	300~400万円	400~500万円	500~800万円	800万円以上		不詳
男	100.0	5.3	11.3	16.2	15.6	16.1	12.3	12.5	5.9	3.1	1.1	0.4	228.3
女	100.0	10.7	22.3	18.8	18.5	14.2	6.4	5.1	1.7	1.3	0.6	0.4	164.5

(出典) 平成24年 老齢年金受給者実態調査(厚生労働省年金局)

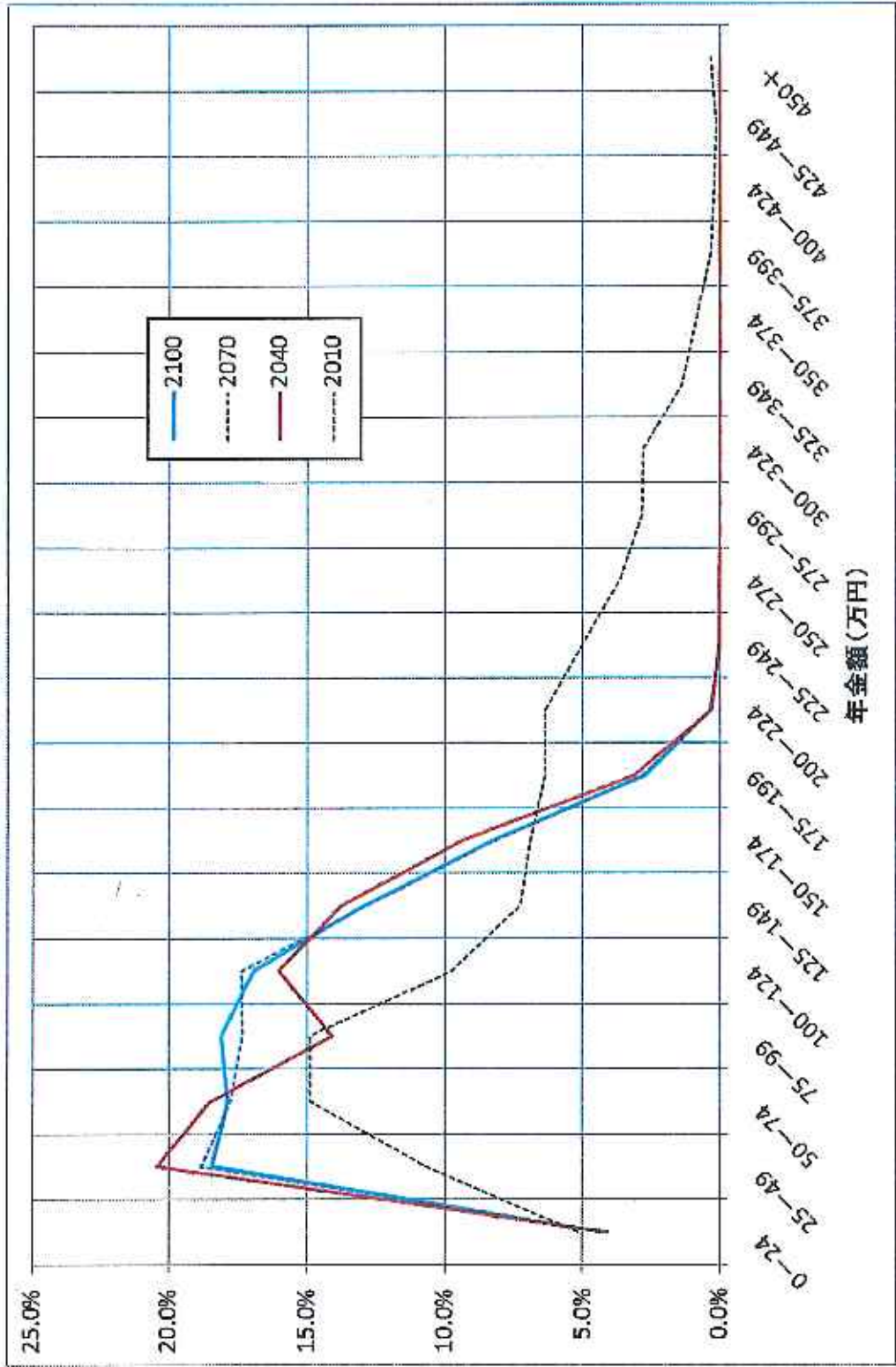
平成28年10月7日
厚生労働省年金局数理課

65歳以上の受給者の年金月額 (十分位数ごと)



※年金月額は、「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、年金局)の雑収入(公的年金、企業年金等)を集計した結果に基づく。

年金額分布の将来見通し（現行制度）

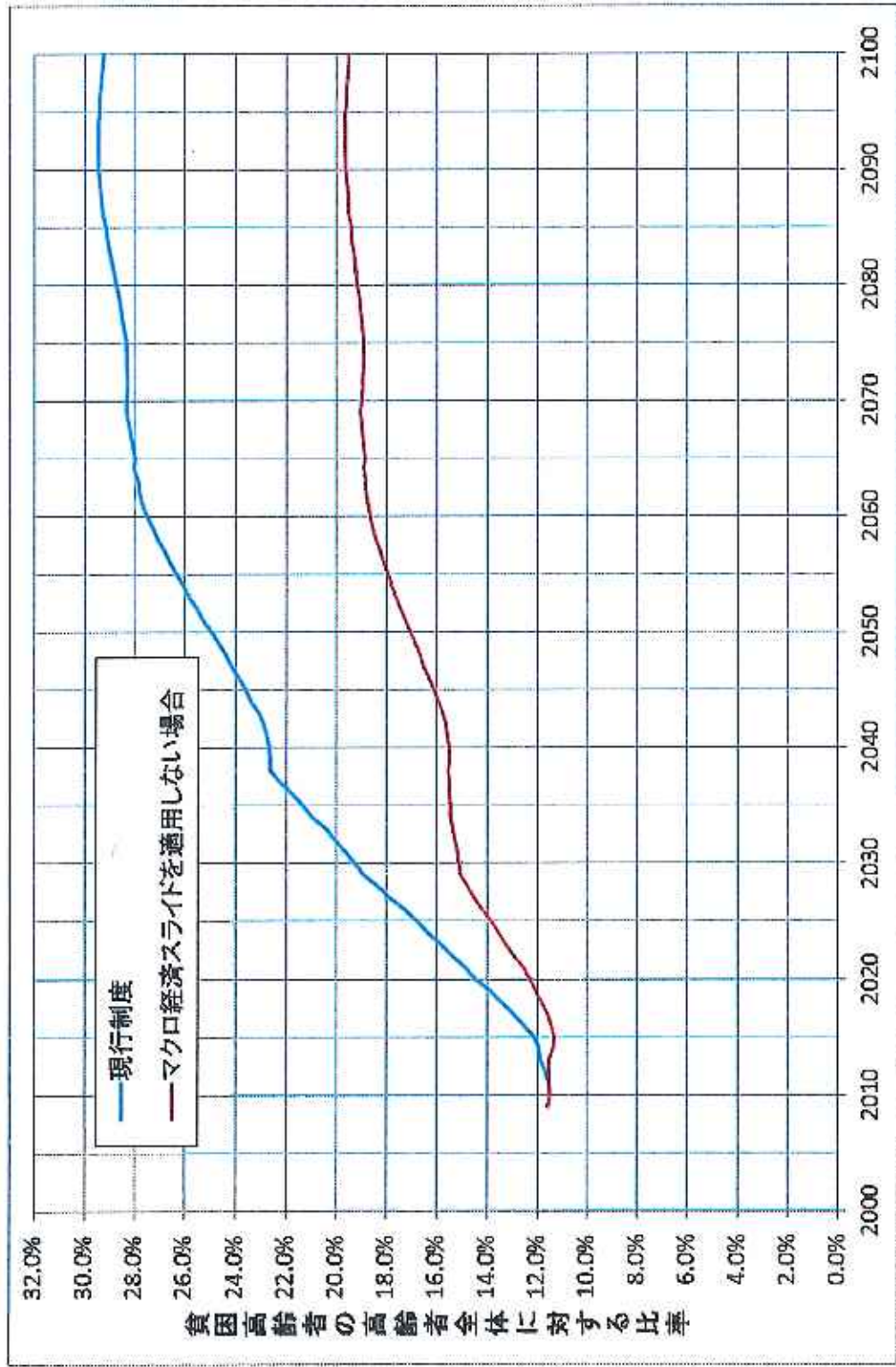


現行制度を維持した場合における

各年金額の受給者の年金受給者全体に対する比率

※この図表は、現在の年金制度を維持した場合における高齢者の年金額の分布と将来見通しをグラフにしている

貧困高齢者比率の将来見通し（現行制度、マクロ経済スライドなし）



※この図表では、平均所得が100万円未満である者を貧困と定義し、高齢者全体に占める貧困高齢者の比率の将来見通しをグラフにしている

10月25日にご依頼いただいた資料について

平成28年10月25日
厚生労働省
社会・援護局保護課

- 「生活保護の65歳以上世帯のうち、一人暮らし世帯の比率」について
生活保護を受給している高齢者世帯（※）のうち、一人暮らし世帯の割合は平成28年7月概数で90.6%となっています。

資料：被保護者調査

※高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

- なお、生活保護基準未満の低所得の高齢者単身世帯の数については、平成22年4月に厚生労働省のナショナルミニマム研究会に提出した資料において、全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計した結果をお示ししています。

社会保障費の抑制焦点

2017年度予算編成で、伸び続ける社会保障費を抑制するための医療・介護保険制度の見直しに向けた議論が本格化している。高齢者に直接の負担増を求める見直し案に対しては、強い反発が出ている。とりわけ、年金受給者切込めが焦点となっており、



追跡 予算編成

4000億円の削減が求められている。

16年度は、医療の公定価格である診療報酬の8年ぶりのマイナス改定によって、医療機関の報酬に切り込むことなどで抑制目標を達成。しかし、17年度は倒して実行すべき同様の大きな制度改正がないため、財務省が府の経済財政諮問会議で、麻生太郎財務相は社会保障費抑制に向け、強い決意を見せた。

高齢化に伴い増大を続ける社会保障費は、国の一般会計歳出の約3割を占め、最大の財政圧迫要因となっている。このため、政府は16・18年度に社会保障費の伸びを年5000億円程度に抑える目標を掲げ、6400億円を削減し、6400億円の伸びが原点とされる17年度では、低所得層の負担を軽減する特別措置の廃止を求めている。この二つで1400億円のうち大部分を確保したい考えだが、負保たざる高齢者に配らざるを成り込むことも検討されており、削減額が大幅に圧縮される可能性もある。

政府・与党の議論本格化

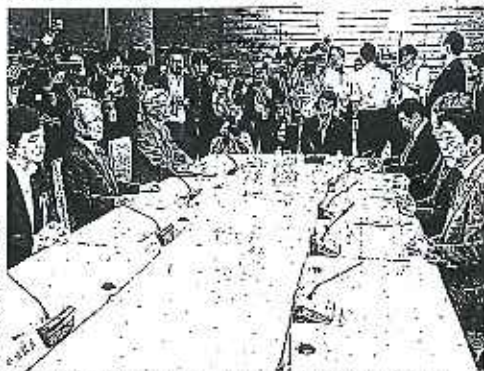
社会保障費の主な抑制策

抑制策	内容
高額療養費制度	70歳以上の自己負担額の上限引き上げ
後期高齢者医療制度	保険料軽減の特例廃止
薬価	高額薬剤オプジーボの臨時値下げ 入院時の光熱費を自己負担に
その他	金融資産に応じ医療費負担を増やす かかりつけ医以外を受診した場合、定額負担を導入
介護保険制度	高額介護サービス費の自己負担上限引き上げ 通常1割の自己負担を2割にする対象を拡大 所得に応じて保険料を負担する「総報酬割り」の導入 要介護度の低い人向けサービスの範囲縮小

負担を軽減する特別措置の廃止を求めている。この二つで1400億円のうち大部分を確保したい考えだが、負保たざる高齢者に配らざるを成り込むことも検討されており、削減額が大幅に圧縮される可能性もある。

「オプジーボ」の値下げを巡っては、菅野副官の対立がある。製薬業界に配慮する厚生労働省は17年度の値上げ幅を17年度の値上げ幅

を最大効用に抑えたい意向だが、財務省や声高に一般の値下げを求めている。調整が続く



経済財政諮問会議で発言する安倍首相(右端)＝首相官邸で21日午後

経済統計見直し 年内に方針策定

首相が指示

システムを構築し、統計への信頼を築いたものにするのが重要だ」と述べた。

政府は21日の経済財政諮問会議で、国内総生産(GDP)をはじめ、2014年度がベースとする経済統計の見直しに向けた議論を本格化させた。安倍首相は、日銀とも連携し年内をめどに基本方針を取りまとめるよう関係閣僚に指示した。首相は「より正確で使の勝手な統計が

とんが年金生活者 苦悶が出た。で、預貯金を取り出し、年明けの衆院選が敗れて生活している」など、さらされる中、高齢と反発する声が相次いでいる。首相は党内の反発が、また、14日に開かれた公明党の部会で、強まる可能性もあり、も、介護が必要なる人への負担を増やすのは同の達成に向けて難しい。調整が続く。